５第１号請願　　チラシ配置拒否事件高裁判決に関する市長の適正な対応を促すよう求める請願

受 理 年 月 日　　令和５年８月３０日

請　　願　　者　　東大和市桜が丘１－１４４９－９－３２５
「自由と人権」
代表　榎本　清

紹　介　議　員　　尾崎　利一

付託する委員会　　総務委員会

請願趣旨

本年５月１７日、東京高等裁判所は、東大和市立中央公民館長による行政上の違法行為があったことを認定、そのことにより精神的な損害を被った原告に対し、被告東大和市に賠償を命じる判決を言い渡した。これは「表現行為の産物である本件チラシ」（高裁判決）に関して、市役所幹部職員による違法な行政処分があったということを司法が認めた（「本件チラシの掲示を拒否したか、（中略）又は申請を審理して応答すべき義務（中略）に違反するものであった」（高裁判決））ということであり、東大和市にとって極めて深刻に受け止めるべき事態である。本件は市民の表現の自由に関わる問題であり、市長はこのような事態になったことを深く反省し、原因や背景を徹底的に解明して再発防止に努める責任と義務がある。

しかるに、本判決に関する６月１５日の市長答弁は、このような事態を深刻に受け止めているとは到底考えられないものであり、不適切な表現も含まれていた。このような認識は改められるべきであり、違法行為再発防止の出発点として、原告に対して公的に謝罪し、関係者の適正な処分を行わなければならず、これら一連の経緯について市民に公表することでその責任を果たす必要がある。

本請願を採択し、市議会として市長に適正な対応を促すよう求めるものである。

請願理由

本年５月１７日、東京高等裁判所は、東大和市立中央公民館長が行ったチラシ配置拒否、チラシの不当な書換え強要について、行政手続法第７条違反（申請に対する審査、応答義務違反）があったと認め、このことにより原告が精神的苦痛を被ったと認

定し、被告東大和市に対して国家賠償法第１条１項による損害賠償を命じた。この判決は原告・被告双方が上告しなかったことにより６月１日に確定判決となった。

本事案は、市役所業務において市民の表現行為に対する違法な行政処理があったということであり、行政の長である市長はこのことを重く受け止め、今後同様の事態が発生しないよう、しかるべき再発防止に取り組む責任と義務がある。しかるに、市長の対応は以下に示すように、これに反するものである。

行政の責任者として、その違法行為によって損害を受けた原告に対し、速やかに謝罪しなければならないことは社会通念上当然のことである。しかるに市長は原告自身の再三の面談要請に対してもこれに応じることはなく、判決後３か月を経るも、原告との関係は暗礁に乗り上げている。その責任は、あげて原告との面談にすら応じようとしない市長にある。

また、６月１５日の議会における市長答弁では、地裁判決と高裁判決をあえて引き比べ「裁判所でさえ判断が分かれる事案」などと発言している。しかし高裁判決は確定しており、事実に反する。真摯に受け止めるべきは確定判決である高裁の判断であり、市民にこれを軽微な事件として印象付けるために、あえて地裁判決を引き合いに出したと見るほかはない。

さらに市長は、同答弁で「二審で市側一部敗訴」と言明している。しかし、司法によって、市職員による行政手続法第７条違反があったという指摘がなされ、さらに国家賠償法第１条１項による損害賠償が東大和市に命じられたということは、この判決の根幹であり「一部」とはいえない。この発言も、上記のような動機に基づくものであり、決して認められるものではない。

このような誤った市長の認識のため、原告に対する面談、謝罪すら実現していない現実が出来しているといえる。

また市長答弁には、「公民館の適切な運営に一層努めてまいります」という発言とは裏腹に、本件違法行為に関係した職員の処分、具体的再発防止策については一切言及がない。市長自らが本件を重大な事態とは受け止めず、これを些細な問題として片づけようとする意図があるからこそ、このような発言になったものと言わざるを得ない。市長は直ちにその認識を改め、再発防止に努めるべき責務がある。

被害者に対する公的な謝罪、関係者の処分、そしてこれら一連の事実の公表は必須であり、原因と背景の解明に基づく再発防止策に進む出発点である。そのような認識に基づき、市議会に対し、以下の対応を市長に促すよう求めるものである。

１　違法な行政処分による被害者への公的な謝罪

２　違法な行政処分を行った関係者の適正な処分

３　上記一連の事実の「東やまと市報」等での公表